

平成30年1月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第112号の概要

(家計調査の変更)

家計消費に係る各種統計調査

	基幹統計調査	一般統計調査
月次調査	<p>家計調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯：約8,000世帯 ・単身世帯：約1,000世帯 ● 家計上の日々の収入及び支出、年間収入、貯蓄現在高、借入金残高等を把握 	<p>家計消費状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯：約27,000世帯 ・単身世帯：約3,000世帯 ● 高額商品等特定の品目及びインターネットを用いた購入金額について把握 <p>家計消費単身モニター調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 約2,400世帯（単身世帯のみ） （民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出） ● 家計調査と同様の調査事項
周期調査 （5年）	<p>全国消費実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 <ul style="list-style-type: none"> ・二人以上の世帯：約51,700世帯 ・単身世帯：約4,700世帯 ● 家計上の収入と支出に関する事項について詳細に把握するとともに、品物の購入地域、購入先等も把握 	<p>全国単身世帯収支実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象数 約2,000世帯（単身世帯のみ） （民間調査機関のモニター登録者から世帯を抽出） ● 全国消費実態調査と同様の調査事項

（注）いずれも総務省統計局が実施

家計調査の概要(現行)

調査の目的等

国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的として、昭和21年7月から毎月調査として実施

調査の概要

調査実施機関

総務省統計局統計調査部消費統計課

調査対象 選定方法

- ◆報告者数：約9,000世帯 (二人以上の世帯：約8,000世帯、単身世帯：約1,000世帯)
- ◆選定の方法：層化3段無作為抽出法 (第1段：市町村、2段：調査単位区、3段：世帯)
 - ・二人以上の世帯：調査対象世帯は毎月6分の1ずつ、調査単位区は毎月12分の1ずつ交替
 - ・単身世帯：調査対象世帯は毎月3分の1ずつ、調査単位区は毎月6分の1ずつ交替

調査事項

- ①家計簿 (二人以上の世帯用、単身世帯用)
毎月の収入及び支出に関する事項
- ②年間収入調査票
年間収入に関する事項
- ③貯蓄等調査票
貯蓄現在高及び借入金残高等に関する事項
(二人以上の世帯のみ)
- ④世帯票、準調査世帯票
世帯、世帯員及び住居に関する事項

調査方法

- 総務省 - 都道府県 - 指導員 - 調査員 - 報告者
- ①家計簿、②年間収入調査票、③貯蓄等調査票
自計方式：調査員による配布・回収
(平成30年1月調査からオンライン家計簿を順次導入)
- ④世帯票、準調査世帯票
他計方式：調査員が聞き取り、調査票を作成

公表時期

- 家計収支編
 - ・二人以上の世帯：調査月の翌月末
 - ・単身世帯及び総世帯：四半期ごとに調査最終月の翌々月
- 貯蓄・負債編：四半期ごとに調査最終月の4か月後

調査期間

- 二人以上の世帯：6か月間
- 単身世帯：3か月間

調査結果の主な利活用

二次統計への利用

- ① 消費者物価指数（C P I）におけるウエイトの算定
- ② 四半期別G D P速報（Q E）の基礎データ

その他の行政利用

- ③ 基礎年金額、生活保護基準など社会保障政策の検討の基礎資料
- ④ 給与所得者の家計における必要経費の試算など、各種税制の検討資料
- ⑤ 月例経済報告等における利用

家計消費に係る統計の見直しの経緯

本調査については、結果の速報性等から幅広い利活用がある一方、統計利用者からは、月次統計の振れが大きいとの指摘



- ・本調査は、**家計消費の実態把握**というミクロの把握が本来の目的
- ・景気指標としてはビッグデータ等を含む新たな指標の開発が必要
(統計法施行状況に関する審議結果報告書・平成28年3月)



- ・「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」(総務大臣主宰)
(平成28年9月～29年3月)
- ・家計調査の変更に係る統計委員会における審議 (平成28年10月～29年1月)



各種調査結果等を利用した**新たな経済指標 (消費動向指数) を開発**



平成30年1月分から、消費動向指数と家計消費に関する各種調査結果を一体的に公表予定

想定される確認のポイント

- 変更によるメリット、効果等
- 変更に向けたユーザーへの周知、反応等
- 今後の取組予定・方針（更なる見直しの可能性等）